相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区栄四丁目一七〇二番地、最後の住所愛知県津島市葉苅町字稲葉九一番地
被相続人　亡　大橋　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内三階あすなろ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　脇本　志乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区旭二丁目七番地、最後の住所大阪市西成区旭二丁目二番二〇号
被相続人　亡　松下市太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
大阪市北区西天満四―一―二中之島日光ビル五階五〇一号室
相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市栄根二丁目六〇五番地、最後の住所兵庫県川西市栄根二丁目二五番四号
被相続人　亡　江口　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
兵庫県川西市栄根二丁目六番三七号ＪＡビル三階
相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市駒止町一丁目三八一二番地一八、最後の住所香川県坂出市駒止町一丁目五番四五号
被相続人　亡　水尾　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
香川県丸亀市本町二五番地　久保ビル
馬場法律事務所
相続財産管理人　馬場　亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市室屋町一丁目一番地一三、最後の住所愛媛県今治市蔵敷町一丁目八番地三
被相続人　亡　久米　康博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
愛媛県今治市常盤町四丁目四番地九
相続財産管理人　弁護士　髙井　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県三井郡大刀洗町大字三川一六三七番地、最後の住所福岡県三井郡大刀洗町大字三川一七〇七番地二
被相続人　亡　重松　邦博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
福岡市中央区大手門一丁目一番三号三友平和台ビル五階
相続財産管理人　弁護士　山本　隼巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市杉塚七丁目四四三番地七、最後の住所福岡県筑紫野市美咲一〇一三番地二
被相続人　亡　小宮ムシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番三四号
相続財産管理人　司法書士　稲貞　敬三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県北松浦郡吉井町上吉田免七五四番地、最後の住所不明
被相続人　亡　道越　梅香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月一日
長崎県佐世保市吉井町吉元四五番地四
相続財産管理人　西山　秀樹

無縁墳墓等改葬公告

当院納骨堂の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年十二月一日

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年12月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①シルクロード・ジャパン　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3―1173号　④シルクロード・ムラト株式会社　埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目20―13　代表取締役　吾守尓艾力　⑤本社営業所　埼玉県さいたま市桜区栄和四丁目3―7マルタハイツ303　⑥平成28年2月23日　⑧平成29年7月25日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目20―13　シルクロード・ムラト株式会社　代表取締役　吾守尓艾力

一、墳墓等所在地　鹿児島県鹿児島市新町二番一三号
一、墳墓等の名称　真宗大谷派鹿児島別院納骨堂
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　東峯エイ子、本籍不詳　赤川フサヱ、本籍不詳　濱田ミサ子、本籍不詳　濱田シケ、本籍不詳　中原久実、本籍不詳　岡野吉太郎、本籍不詳　中田まゆみ、本籍不詳　中馬将太郎、本籍不詳　市川哲郎、本籍不詳　西山和子、本籍不詳　鎌田フモル、本籍不詳　水間連、本籍不詳　水間フク、本籍不詳　水間虎多一、本籍不詳　水間ムラ、本籍不詳　水間展、本籍不詳　野崎優越、本籍不詳　鮫島篤、本籍不詳　永野市之進、本籍不詳　永野冬、本籍不詳　川野ヒデ、本籍不詳　永野正春、本籍不詳　瀬戸口一、本籍不詳　瀬戸口正和、本籍不詳　山崎クン
一、改葬を行おうとする者　鹿児島県鹿児島市新町二番一三号　宗教法人真宗大谷派鹿児島別院輪番（代表役員）　隈部　悟